

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 神奈川県綾瀬市早川字上原2605番30

氏名 武田商事株式会社

〔法人にあっては名称
及び代表者の氏名〕

代表取締役 武田 敬



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒 岩 祐 治



許可の年月日 令和 3年 12月 16日
(初回許可年月日 昭和 59年 2月 16日)
許可の有効年月日 令和 10年 10月 31日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類（取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ア 収集運搬（積替・保管を除く。）

燃え殻、汚泥（※2）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず（※2）、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、鉱さい、がれき類（※1）

イ 収集運搬（積替・保管を含む。）

汚泥（※2）、廃プラスチック類（※1※2）、紙くず、木くず（※2）、繊維くず、ゴムくず、金属くず（※2）、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（※1※2）、がれき類（※1）

※1：石綿含有産業廃棄物を含む。

※2：水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※3：水銀含有ばいじん等を含む。

（注）石綿含有産業廃棄物を含む旨、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨又は水銀含有ばいじん等を含む旨の注記がない種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ裏面のとおりに記載

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新及び変更の状況
令和 3年12月16日 更新許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載した。



2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
設置場所 神奈川県綾瀬市早川字上原2605番30

面積 664.09㎡

- | | | | |
|----|--|-----------|------------|
| 1 | 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類 | | |
| | コンテナ2個 | 保管面積18.5㎡ | 最大保管量16.0㎡ |
| 2 | 機械くず（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類） | | |
| | コンテナ1個 | 保管面積 9.2㎡ | 最大保管量 8.0㎡ |
| 3 | 石綿含有産業廃棄物（廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類） | | |
| | フレコン4個 パレット2個 | 保管面積 9.2㎡ | 最大保管量 8.1㎡ |
| 4 | 木くず | | |
| | コンテナ1個 | 保管面積 9.2㎡ | 最大保管量 8.0㎡ |
| 5 | ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、がれき類 | | |
| | コンテナ1個 | 保管面積 9.2㎡ | 最大保管量 8.0㎡ |
| 6 | ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず | | |
| | 鉄製網パレット2個 ドラム缶8本 | 保管面積 5.0㎡ | 最大保管量 2.9㎡ |
| 7 | 廃蛍光灯・廃水銀灯・廃電球（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）） | | |
| | ドラム缶8本 | 保管面積 3.5㎡ | 最大保管量 1.6㎡ |
| 8 | 廃電池（汚泥、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）） | | |
| | ペール缶5個 | 保管面積 2.0㎡ | 最大保管量 0.1㎡ |
| 9 | 廃太陽光パネル（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず） | | |
| | コンテナ1個 | 保管面積 9.2㎡ | 最大保管量 8.0㎡ |
| 10 | 廃バッテリー（廃プラスチック類、金属くず） | | |
| | 鉄製網パレット1個 | 保管面積 1.4㎡ | 最大保管量 0.5㎡ |